

《鳴門市農業委員会 12月総会 議事録》

開催日時 令和7年12月15日(月) 午後2時

開催場所 鳴門市役所2階 201会議室

出席委員 1番 栗田 和美 2番 石園 順市 3番 稲木 伸顕  
5番 大西 善郎 6番 小川 佳 7番 海山 貞佳  
8番 川添 誠司 9番 小林 幸男 11番 杉本 英昭  
12番 高田 吉敏 13番 竹村 昇 14番 中井 弘  
15番 西川 公昭 18番 林 博子 19番 藤江 厚子  
20番 向 栄治

欠席委員 4番 井上 富夫 10番 里見 廣治 16番 西川 美鈴  
17番 濱堀 秀規

議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 3件  
議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について 3件  
議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の変更に関する意見照会について 3件  
議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画について 163件

報 告

① 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 5件  
② 農地法第18条第6項の規定による通知について(農業経営基盤強化促進法) 3件  
③ 農地法第18条第6項の規定による通知について(農地中間管理事業) 1件  
④ 使用貸借解約について 1件  
⑤ 非農地証明願について 2件

事務局長 定刻が参りましたので、ただいまから令和7年12月の農業委員会を開催いたします。開会にあたりまして、大西会長よりご挨拶をお願いいたします。

大西会長 <挨拶>

事務局長 それでは、事務局より委員定数のご報告をいたします。委員定数20名の内、出席委員16名、欠席委員4名であり、過半数に達しておりますので、鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、この総会が成立していることをご報告いたします。進行につきましては大西会長よりお願いいたします。

大西会長 議事に入ります前に、議事録署名人を選出いたします。議事録署名人は、9番 小林委員さん、11番 杉本委員さんをお願いいたします。  
それでは、議案に基づき議事を進行してまいります。

『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請についての審議に入ります。まず、事務局より申請内容の説明をお願いいたします。

事務局係長 <1. 農地法第3条の規定による許可申請について 3件>  
・申請番号1～3について申請内容説明

大西会長 次に、申請番号1番について、この案件を担当していただいた委員さんからのご意見をお願いいたします。

藤江委員 19番。譲受人は藍住町で1.5haほど梨を生産する農家です。  
譲渡人も藍住町を中心に梨を栽培する農家ですが、労働力不足から経営規模の縮小をおこなっています。今回、同じ梨農家で近隣に住む譲受人へ土地を譲ることで話がまとまり、本申請に至りました。  
申請地は梨が栽培されており、取得後も引き続き梨を生産する計画です。  
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。  
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

大西会長 ただいま、委員さんからのご意見をいただきました。  
申請番号1番について採決いたします。  
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西会長 無いようでございますので、申請番号1番については原案どおり許可といたします。  
次に、申請番号2番について、この案件を担当していただいた委員さんからのご意見をお願いいたします。

高田委員 ○○君ですが、祖父の代から借りていた●●さんの畑を買うという事で私のところへ来ました。1町7反を祖父から受け継いで芋と大根を一生懸命しているので、この申請に問題はないと思います。以上、報告いたします。

大西会長 ただいま、委員さんからのご意見をいただきました。  
申請番号2番について採決いたします。  
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西会長 無いようでございますので、申請番号2番については原案どおり許可といたします。  
次に、申請番号3番について、この案件を担当していただいた委員さんからのご意見をお願いいたします。

小林委員 9番。譲渡人は長男であるため親から農地を引継ぎましたが、市外に住んでいることもあり耕作が難しい状況でした。  
そこで、申請地を含め譲渡人の所有農地を以前より耕作してくれていた弟家族に少しずつ農地を譲っていくことで話がまとまり、本申請にいたしました。  
譲受人の2人は親子であり、親は大麻町で水稻を栽培する農家です。子は次男で会社員です。  
申請地は水稻が栽培されており、取得後も引き続き水稻を栽培する計画です。適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。  
ご審議の程、よろしく申し上げます。

大西会長 ただいま、委員さんからのご意見をいただきました。  
申請番号3番について採決いたします。  
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西会長 無いようでございますので、申請番号3番については原案どおり許可といたします。  
以上で『議案第1号』については全てご審議いただきました。  
次に、『議案第2号』相続税の納税猶予に関する適格者証明願についての審議に入ります。事務局より、申請内容の説明をお願いします。

事務局係長 <2. 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について 3件>  
・申請番号1～3について申請内容説明

大西会長 次に、申請番号1番について、この案件を担当していただいた委員さんからのご意見を求めます。

小林委員 9番。申請者は大麻町で水稻を生産する農家です。世帯員はほかに息子が二人おり、分担して耕作を行っています。  
申請地は水稻やレンコン等が栽培されています。一部の農地は利用権設定を行っており、相続税の納税猶予の特例である特定貸付けに該当します。  
また、被相続人の死亡後、管理地となっている農地については、新たな耕作者に貸し付けるとのことです。貸付する際には、きちんと特定貸付けの手続きを取るとの意思も確認できています。  
引き続き農業経営を続けていく意思も確認できていることから、今回の申請につき、許可しても問題無いと考えます。  
ご審議の程、よろしく申し上げます。

大西会長 ただいま、委員さんからのご意見をいただきました。  
申請番号1番について採決いたします。  
承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西会長 無いようでございますので、申請番号1番については原案どおり承認いたします。

次に、申請番号2番について、この案件を担当していただいた委員さんからのご意見をお願いいたします。

西川公昭委員

15番。申請者は大津町で甘藷と大根を生産する認定農業者の世帯員です。申請地はすべて甘藷が栽培されています。引き続き農業経営を続けていく意思も確認できていることから、今回の申請につき、許可しても問題無いと考えます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

大西会長

ただいま、委員さんからのご意見をいただきました。申請番号2番について採決いたします。承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

大西会長

無いようでございますので、申請番号2番については原案どおり承認といたします。次に、申請番号3番について、この案件を担当していただいた委員さんからのご意見をお願いいたします。

石園委員

2番。申請者は大麻町でレンコンを生産する認定農業者です。申請地はすべてレンコンが栽培されています。引き続き農業経営を続けていく意思も確認できていることから、今回の申請につき、許可しても問題無いと考えます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

大西会長

ただいま、委員さんからのご意見をいただきました。申請番号3番について採決いたします。承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

大西会長

無いようでございますので、申請番号3番については原案どおり承認といたします。以上で『議案第2号』については全てご審議いただきました。

次に、『議案第3号』農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の変更に関する意見照会についての審議に入ります。この案件について、事務局より説明を求めます。

事務局係長

<3. 農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の変更に関する意見照会について 3件>

大西会長

ただいまの説明について、質問・ご意見があればお願いいたします。質問・ご意見は無いようでございますので、採決いたします。『議案第3号』について、ただいまの説明のとおり意見なしと回答することにご異議ございませんか。

<異議なし>

委員一同

大西会長

それでは、『議案第3号』については意見なしと回答することといたします。以上で『議案第3号』については全てご審議いただきました。

次に、『議案第4号』農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画についての審議に入ります。この案件について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局係長 < 4. 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画について 163件 >

大西会長 ただいまの説明について、質問・ご意見等があればお願いいたします。質問・ご意見は無いようですので、採決いたします。『議案第4号』について、ただいまの説明のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員一同 < 異議なし >

大西会長 それでは、『議案第4号』については原案どおり承認といたします。以上で『議案第4号』については全てご審議いただきました。次に、『議案第5号』報告事項に入ります。報告事項については、事務局より一括して説明をお願いいたします。

事務局係長 < 5. 報告事項 12件 >  
① 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 5件  
② 農地法第18条第6項の規定による通知について (農業経営基盤強化促進法) 3件  
③ 農地法第18条第6項の規定による通知について (農地中間管理事業) 1件  
④ 使用貸借解約について 1件  
⑤ 非農地証明願について 2件

大西会長 ただいま、事務局より説明のありました報告事項について、ご質問ございませんか。無いようでございますので、『議案第5号』報告事項については、原案どおり承認することといたします。以上で、本日の議案は全てご審議いただきました。

その他、何かございますか。事務局はありませんか。

事務局 ありません。

大西会長 無いようでございますので、これをもちまして令和7年12月の総会を終了させていただきます。ありがとうございました。

閉会 午後2時29分  
令和7年12月15日

会 長 大西 善郎

議事録署名者 小林 幸男

議事録署名者 杉本 英昭